

平成23年6月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 坂口 由美男

平成23年(少コ)第1号 敷金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年5月26日

少 額 訴 訟 判 決

福岡市 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同 訴 訟 代 理 人 [REDACTED]

大分県国東市 [REDACTED]

被 告 [REDACTED]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金16万8000円及びこれに対する平成22年4月1日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

- (1) 原告と被告は、平成20年3月ころ、原告を貸借人、被告を賃貸人として、大分県国東市 [REDACTED] ビル407号室(以下「本件物件」という。)の賃貸借契約を締結した(以下「本件賃貸借契約」という。)
- (2) 原告は、被告に対し、本件賃貸借契約に際し、敷金として金16万8000円を交付した。
- (3) 本件賃貸借契約は平成22年3月31日に終了し、原告は、同日、被告に対し、本件物件を明け渡した。